

奈良県告示第三百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路マネジメント課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和六年三月十九日

奈良県知事 山下 真

- 一 道路の種類 主要地方道
- 二 路線名 桜井吉野線

（次頁に続く。）

三 道路の区域

路線 番号	区 間	区域変更 の前後別		敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
		前	後			
		A	A			
7	桜井市大字百市六 七番一先から	四・〇	四・〇	四〇〇・〇		
3	桜井市大字百市五 五二番先まで	六・三	六・三	四〇〇・〇		
			B	一〇・八	四〇〇・〇	もものいち 紅葉橋
				三二・七		もものいち 桜橋
						〇m L 四三・

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始年月日

令和六年三月二十日